

シンポジウム実施報告

「医療事件における医学文献等の収集と活用の実際」

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会 委員 蒔田 覚 (51期) ●Satoru Makita

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、医療事件に関する訴訟技術及び審理方法の調査・検討・研究・改善等を行うことを目的として活動しており、医療訴訟に関心のある東京三会会員を対象に、毎年1回のシンポジウムを企画・開催している。本年は、医学文献に関する法曹界と医療界の相互理解を深めるべく、標記のテーマでのシンポジウムを開催した。

【開催日時】 平成31年1月15日 18時00分

【演者】 基調講演 順天堂大学医学部・
大学院医学研究科教授 小林弘幸医師

【パネリスト】 東京地方裁判所民事第35部
(医療集中部)部長 佐藤哲治判事
患者側代理人 松井菜採弁護士
(東京弁護士会所属)
医療機関側代理人 小西貞行弁護士
(第一東京弁護士会所属)

【コーディネーター】 蒔田覚弁護士
(第二東京弁護士会所属)

医療訴訟では、診療当時の医療水準、具体的場面における注意義務の内容、因果関係の立証など様々な場面で、医学文献が用いられる。もっとも、数多の医学文献の中から、当該事案に即した医学文献を収集することや、そこに記載されている医学的内容について正しく理解し、評価することは容易ではない。

そこで、小林医師に、医師の立場から「医学文献の収集と医療行為の評価」の演題で基調講演をいただいた。医療裁判では、症例報告が証拠として提出されることも珍しくないが、治療効果を判断する上では統計学的検討が不可欠であり、よい結果を紹介した「症例報告」を集めたとしても全体像を踏まえたものでなければ、その価値は低いなど、貴重なお話があった。

続いて、松井弁護士、小西弁護士より、患者

側・医療機関側代理人の立場で医学文献の収集等についての報告があった。立場は違えど医学文献検索サイト、東弁・二弁合同図書館、国会図書館、大学医学部図書館、書店などで数多くの医学文献に当たり、適切なものを収集するとの姿勢は共通していた。その後、佐藤判事にもご登壇いただき、パネルディスカッションを行った。

医師の立場から、本邦においても最新の医療情報は「英字論文」として発表されており、日本語論文では適切な情報は得られないとの指摘もあったが、医療裁判では、過去の事案であることや日本語を用いるという裁判上の制約などから、英字論文が証拠として利用されることは多くないようである。また、証拠提出に当たり、医師が重視するインパクトファクター等は必ずしも重視されていない現状が浮き彫りとなった。裁判所は、各学会において策定される診療ガイドラインに一定の規範性を認めており、これと異なる治療等を行う場合には医療機関側でその治療の合理性を説明する必要性を感じた。最近ではインターネット文献が証拠として提出されることも増えているようであるが、裁判所としては、基本的な概念を理解する上で利用することはあっても、これで個別事案の心証を形成することはないようである。

ほかにも、①文献の提出方法、②手術動画の活用方法、③適正な医学文献の分量、④証拠説明書の立証趣旨の記載などについて活発な議論がなされた。いずれも医療事件を扱う弁護士にとって稔り多いものであった。

令和2年1月にもシンポジウム開催を企画しているの、医療訴訟に関心のある弁護士は、是非ご参加いただきたい。

【問合せ先】
第二東京弁護士会人権課 TEL 03-3581-2257